特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名	
5	姫路市 予防接種事務 全項目評価書	

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

姫路市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

姫路市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和6年12月1日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

Ι	基本情報			
((別添1)事務の内容			
п	I 特定個人情報ファイルの概要			
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目			
ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策			
IV	その他のリスク対策			
v	開示請求、問合せ			
VI	評価実施手続			
(

I 基本情報

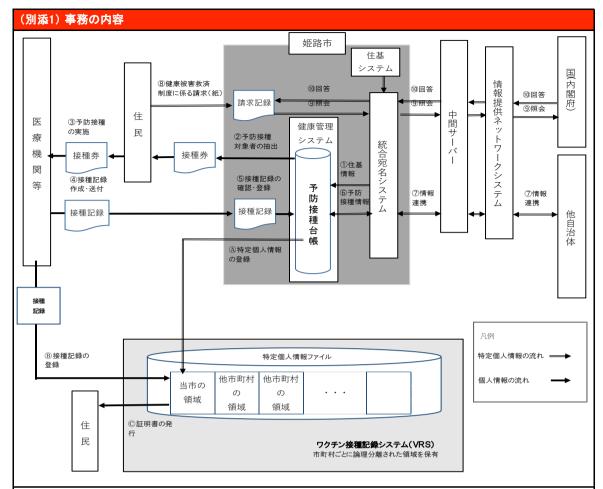
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	予防接種事務				
②事務の内容 ※	姫路市が市民に対して洩れなく効率的に予防接種事務を遂行するに当たり、本市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 本市は、健康管理システム等を利用し予防接種法(施行令含)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 定期予防接種及び臨時予防接種に関する事務や市民に対しての指示(マイナポータルのお知らせ機能による通知を含む) 2 上記予防接種を実施した際の接種歴の登録・保存 3 予防接種歴等の照会等に関する事務 4 予防接種証明書等の発行事務 5 健康被害救済制度に係る給付事務				
③対象人数	<選択肢> (選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
2. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務において使用するシステム				
システム1					
①システムの名称	健康管理システム				
②システムの機能	本システムは、予防接種券発行、予防接種歴保管、予防接種対象者抽出を担う。具体的には以下システム機能を有する。 システム概要 1 予防接種券出力機能 : 本人の履歴から必要な接種券を打ち出す機能。 2 予防接種履歴入力機能 : 本人の予防接種歴を入力する機能。 3 照会機能 : 予防接種台帳を検索、照会する機能。 4 一括処理機能 : 出生者や転入者などに一括で接種券を作成するための機能。及び未接種者などへの接種勧奨葉書等を作成する機能。 5 統計機能 : 予防接種台帳から統計資料を作成する機能。(個人番号の利用はしない。)				
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 []税務システム []その他 ())				
システム2					
①システムの名称	統合宛名システム(宛名システム等と同義)				
②システムの機能	1 宛名管理機能: 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、統合DBに反映を行う。 2 統合宛名番号の付番機能: 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 3 符号要求機能: 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 4 庁内システム連携機能: 庁内の業務システムからの要求に基づき、個人番号または統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。 5 宛名情報等検索機能: 個人番号及び4情報等に基づき、該当する者を検索し宛名情報等を表示する。(窓口支援機能)				
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [O]税務システム [O]その他 (中間サーバー、庁内の業務システム				

システム3				
①システムの名称	中間サーバー			
②システムの機能	1 符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能:情報提供を行う機能。 4 既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能。 9 職員認証・権限管理機能:中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。			
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ())			
システム4				
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)			
②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定			
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ()			

ı

3. 特定個人情報ファイル名 1 予防接種事務関連ファイル 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 予防接種法等関連法令に基づき、予防接種時期に応じた既接種者及び未接種者の数を確認し、管 ①事務実施上の必要性 内における予防接種の実施状況について的確に把握するため。また、健康被害が発生した際に迅速 な救済を図るため。 ・予防接種実施状況を把握することで、接種率の低い疾病について、接種勧奨を行い、当該疾病の発 生および蔓延を防止する。 ②実現が期待されるメリット ・接種履歴を把握することで、誤った時期、年齢、回数および接種間隔による接種を防止する。 ・健康被害が発生した際に、接種状況等を確認・把握し、迅速な救済を図る。 5. 個人番号の利用 ※ 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5 月31日法律第27号) •第9条第1項(利用範囲) 別表(第9条関係) 14の項 ・第19条第6号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録シス 法令上の根拠 テム(VRS)を用いた委託先への提供) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定 める事務を定める命令(平成26年9月10日 内閣府・総務省令第5号) ・第10条第1項~第7項、第67条の2 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ <選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 実施する] 2) 実施しない 3) 未定 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5 月24日 令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(以下、情報連携主務省令) (情報提供の根拠) ②法令上の根拠 情報連携主務省令第2条 表 25、26の項 情報連携主務省令第27条、第28条 (情報照会の根拠) 情報連携主務省令第2条 表 25、27、28、29の項 情報連携主務省令第27条、第29条、第30条、第31条 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署 保健所防疫課 課長 ②所属長の役職名

8. 他の評価実施機関



(備考)

- (1)住民情報の登録
- ①住民基本台帳システムと連携し最新の住民情報に更新している。
- A健康管理システムからワクチン接種記録システム(VRS)に特定個人情報を登録
- (2)予防接種の実施
- ②健康管理システムより対象者を抽出し予防接種券の発行、予防接種の勧奨を行う。
- ③予防接種の実施 ④医療機関等から予防接種の記録が提出される。
- ⑤提出された予防接種記録の確認をし、健康管理システムに登録する。
- ⑧医療機関において接種券上のOCRラインを読込み、接種記録をVRS上に登録する。
- (3)予防接種記録情報の提供および取得
- ⑥予防接種記録情報の送信、照会した情報の取得
- ⑦中間サーバー経由で情報連携
- (4)健康被害救済制度に係る医療費等の給付
- ⑧健康被害救済制度に基づく医療費等の請求
- ⑨健康被害救済制度に基づく医療費等の請求に係る公金受取口座情報の照会
- ⑩健康被害救済制度に基づく医療費等の請求に係る公金受取口座情報の回答
- (5)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付
- © VRS上で接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷する。
- ※旅券関係情報については、過去の接種証明書の発行履歴に記録された情報を接種証明書に表示。
- ※A~©については、新型コロナウイルス感染症予防接種に関してのみ行う事務

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種事務関連ファイル				
報				
)種類 ※	く選択肢> 「 システム用ファイル 」 1)システム用ファイル			
る本人の数	<選択肢>			
る本人の範囲 ※	予防接種法第5条、6条の対象となる市民及び、予防接種法施行規則第3条に基づく予防接種歴を保管 している市民(転出、死亡などの事由に住民票が削除された者も含む。)			
の必要性	法令に基づき、予防接種の実施及び、実施の履歴を保管する必要がある。			
る項目	〈選択肢〉【 10項目以上50項目未満			
₹な記録項目 ※	・識別情報			
-の妥当性	・個人番号:対象者の特定、予防接種歴の管理を行うために保有 ・その他識別情報(内部番号):対象者を正確に把握するために保有 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所)・連絡先:予防接種の事務遂行・接種歴の保管のために保有 ・その他の住民票関係書類:支援に要する情報確認のため保有 ・健康・医療関係情報:予防接種歴の保管のために保有			
での記録項目	別添2を参照。			
日	平成27年10月			
部署	保健所防疫課			
	報 ※ A 本人の数 A 本人の範囲 ※ A の必要性 A 項目 ※ A な記録項目 ※ A での 妥当性 項目			

3. 特定個人情報の入手・使用			
			[〇]本人又は本人の代理人
①入手元 ※			[〇]評価実施機関内の他部署 (住民窓口センター)
			[O]行政機関·独立行政法人等 (内閣府)
			[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (市区町村)
			[]民間事業者 ()
			[]その他()
			[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
			[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム
②入手方	法		[〇]情報提供ネットワークシステム
			[O] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種) 証明書電子交付機能を含む。)
③入手の)時期∙頻	頁度	予防接種事務全般 ・健康被害救済制度に係る申請がある都度。 ・住基情報は、共通基盤システム(統合宛名システム)を介して定期連携(15分毎)している。
④入手に	- な ス ゔ ュ	나 h /	1 予防接種事務全般 ・予防接種法第15条及び予防接種法施行規則第3条に基づく事務を実施するとともに、本人情報の正確性を確認するため住基情報を取得している。
少人于心	- 床の女 =	= II	2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ 入手する。
⑤本人へ	の明示		・予診票が市に提出されることを明記し、本人(保護者)から署名(同意)を得ている。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。
⑥使用目	的 ※		予防接種の履歴に基づき、正確な予防接種事務を遂行するため。
	変更の)妥当性	_
⑦使用の	;	使用部署	保健所防疫課、中央保健センター、中央保健センター北分室、中央保健センター安富分室、南保健センター、南保健センター家島分室、西保健センター、中央保健福祉サービスセンター、西保健福祉サービスセンター、東保健福祉サービスセンター、灘保健福祉サービスセンター、飾磨保健福祉サービスセンター、網干保健福祉サービスセンター、夢前保健福祉サービスセンター、香寺保健福祉サービスセンター
		使用者数	 <選択肢> 100人以上500人未満 100人以上500人未満 3000人以上100人未満 4000人以上500人未満 5000人以上1,000人未満 601,000人以上
⑧使用方法 ※			1 予防接種事務全般 ・予防接種券を発行する。 ・予防接種履歴の入力や、確認。 ・未接種者などの対象を抽出する。 ・統計資料を作成する。(個人番号は利用しない。) ・情報提供ネットワークと連携し、予防接種情報の照会・提供および公金受取口座の情報の照会を行う。
			2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報 を使用する。
情報の突合 ※)突合 ※	予防接種事務全般 ・業務において、本人確認書類に個人番号カードが使用された際に氏名、生年月日、個人識別符号 などを突合させ、正確な情報を確保するために本人の特定を行う。
	情報の統計分析 ※		特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※		予防接種健康被害救済制度に基づく医療費等の申請にかかる認定(認定は国が行う)
9使用開始日			平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (4)件		
委託事項1		健康管理システムの運用・保守		
		健康管理システムの運用・保守に係る業務委託		
①委託内容 ②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲				
	対象となる本人の数	<選択肢>		
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。		
	その妥当性	健康管理システム等の保守・運用を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。		
③委言	毛先における取扱者数	<選択肢>		
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ []紙		
⑤委訂	托先名の確認方法	姫路市情報公開条例(平成14年3月27日 条例第3号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。		
⑥委 詞	托先名	富士通Japan株式会社		
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない		
委託	⑧再委託の許諾方法			
	9再委託事項			
委託	事項2~5			
委託	事項2	統合宛名システムの保守・運用		
①委訂	托内容	統合宛名システムに行う各種処理		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>「特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体2) 特定個人情報ファイルの一部		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上		
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。		
	その妥当性	統合宛名システムの保守・運用を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。		
③委言	托先における取扱者数	<選択肢> (選択肢> 10人以上50人未満] 10人以上50人未満 30 50人以上100人未満 40 100人以上500人未満 50 500人以上1,000人未満 60 1,000人以上		

④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [O] その他 (本市のサーバ室において、直接端末操作を行う。)				
⑤委託先名の確認方法		姫路市情報公開条例(平成14年3月27日 条例第3号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。				
⑥委託先名		富士通Japan株式会社				
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない				
再委託	⑧再委託の許諾方法	再委託申出書及び従事者名簿を提出させ、申出が適切で合理的な理由であれば再委託承諾書にて許諾し、従業者から個人情報取扱いに関する誓約書を提出させる。				
	⑨再委託事項	統合宛名システムの保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。				
委託	事項3	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等				
①委言		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等				
	吸いを委託する特定個 プファイルの範囲	<選択肢>				
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者				
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。				
③委請	モ先における取扱者数	<選択肢> (選択肢> (選択肢> (国际的) 10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上				
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)[] J [O] その他 (LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体))				
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。				
⑥委託先名		株式会社ミラボ				
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない				
	8再委託の許諾方法					
	⑨再委託事項					

委託事項4		健康管理システムの運用・保守			
①委託内容		健康管理システムの運用・保守に係る業務委託			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の 数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。			
	その妥当性	健康管理システム等の保守・運用を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。			
③委託先における取扱者数		<選択肢>			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[O]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ []紙 [O]その他 (本市庁舎内の保守用端末を直接操作。)			
⑤委託先名の確認方法		姫路市情報公開条例(平成14年3月27日 条例第3号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。			
⑥委託先名		株式会社 両備システムズ			
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない			
	⑧再委託の許諾方法				
	⑨再委託事項				

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
担供・移転の大無	[O]提供を行っている (4)件 []移転を行っている ()件		
提供・移転の有無	[] 行っていない		
提供先1	都道府県知事又は市町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 情報連携主務省令第2条表 項番25、26		
②提供先における用途	情報連携主務省令第二欄に掲げる「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」(25、26)		
③提供する情報	情報連携主務省令第四欄に掲げる「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」(25、26)		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。		
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線		
⊘ +□ #+ *+	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
⑥提供方法 	[] フラッシュメモリ [] 紙		
	[]その他 ()		
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供依頼がある都度		
提供先2~5			
提供先2	都道府県知事若しくは市町村長または厚生労働大臣		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 情報連携主務省令第2条表 項番153、154		
②提供先における用途	情報連携主務省令第二欄に掲げる「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に 関する事務」(153、154)		
③提供する情報	情報連携主務省令第四欄に掲げる「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」(153、154)		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。		
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線		
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
	F 7 > 1 1		
	[] フラッシュメモリ []紙		
⑦時期·頻度	[]その他 ()		
⑦時期·頻度 移転先1			
移転先1	[]その他 ()		
<u> </u>	[]その他 ()		
移転先1 ①法令上の根拠	[] その他 () 情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供依頼がある都度		
移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途	[]その他 ()		

		[]庁内連携システム	[] [享用線
⑥移転方法		[]電子メール	[] [電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
		[] フラッシュメモリ	[] #	ж.
		[]その他 ()
⑦時期·頻度				
6. 特定個人作	情報の保管・	消去		
① 特定個人情報の保管・ ①保管場所 ※ 期間 ②保管期間		権限をすることを確認する等の世保(3)バックアップデータを遠隔地に置いるとをでは、3)バックアップデータを遠隔地に置いるの名をでは、(1)入口で、(2)サーバをでは、(3)バックアップデータを遠にでは、(3)バックアップデータを遠にでは、(3)バックアップデータをでは、(3)バックアップデータをでは、(3)バックアップデータを遠に、(3)バックアップデータを遠に、(3)ボックアップデータを遠に、(4)中の大きでは、(4)中の大きでは、(5)中の大きでは、(5)には、(5)	を管 室を管 お	では、設置場所のセキュリティ対策はクラウドに登録されたクラウドサービス事業者である。 「理カードによりサーバ室に入退室する者が 「ではなり、データセンターへの入館及びサーバのデータベース内に保存され、バックアップ 「な の で
②保管期間	期間	1) 1 [20年以上] 4) 3 7) 6	軽択肢> 1年未満 3年 6年以上10年未満 定められていない	2) 1年 3) 2年 5) 4年 6) 5年 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上
	その妥当性			5年間保存とされ、少なくとも5年間は適正に 書の発行事務において長期間保管する必要

- 1 健康管理システムにおける措置
- (1)システム運用業務委託業者が削除対象年度の情報を一括消去する。
- 2 統合宛名システムにおける措置
- (1)対象者情報を物理削除する。
- (2)ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的な破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
- 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置
- (1)特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。
- (2)ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的な破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
- 4 ワクチン接種記録システム(VRS)における措置
- (1)当市の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。
- (2) 当市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。

※クラウドサービスはIaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、 消去することができない。

5 紙媒体における措置

廃棄は、職員の立ち合いのもと、外部業者による裁断溶解作業を実施している。

- 6 ガバメントクラウドにおける措置
- (1)特定個人情報の消去は姫路市からの操作によって実施される。姫路市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。
- (2)クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に従って確実にデータを消去する。
- (3)既存システムについては、姫路市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

③消去方法

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 1 健康管理システム (1)識別情報 ①健康番号 ②住民コード ③個人番号 (2)連絡先等情報 ①氏名情報 ②電話番号 ③生年月日 4性別 ⑤続柄 ⑥住民となった年月日 ⑦住民となった事由 ⑧世帯情報 9現住所情報 ⑩世帯主情報 ⑪通称 (3)業務関連情報 ①予防接種歴 2 ワクチン接種記録システム(VRS) ①個人番号 ②宛名番号 ③自治体コード ④接種券番号 ⑤属性情報(氏名、生年月日、性別) ⑥接種状況(実施/未実施) ⑦接種回 ⑧接種日 9ワクチンメーカー ⑩ロット番号 ①ワクチン種類(※) ②製品名(※) ③旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ①14)証明書ID(※) ⑤証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種事務関連ファイル

2. 特定個人情報の入手	(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)				
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
1 予防接種事務全般 (1)申請窓口において、対象者の本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入防止する。 (2)予防接種歴の入手については複数項目の本人情報の確認を行っている。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (1)転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を設定している。 手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。					
必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容	1 予防接種事務全般 (1)健康管理システムは事務に必要な情報以外は情報の連携ができないようシステム制御をしている。 (2)入力内容の点検は入力を行った者以外のものが確認する。 (3)申請書の記載箇所を明確化し、不要な情報は記載されない様式となっている。				
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容	1 予防接種事務全般 (1)届出については定型の書式に記載してもらい、本人確認を徹底する。 (2)健康管理システムを利用するには、個人ごとに設定されたID、パスワード、生体認証(顔)が必要であり、操作権限を付与された職員のみ、システムの利用が可能である。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。				
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク3: 入手した特定個人	情報が不正確であるリスク				
入手の際の本人確認の措置 の内容	(1)窓口での申請等で本人から個人番号を入手する場合には、個人番号カードの提示を受ける。 (2)本人確認を行う際は、番号法第16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。				
個人番号の真正性確認の措 置の内容	・窓口で住民から直接申請等を受け付ける場合は、個人番号カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせによる確認等「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に例示された方法により確認を行う。				
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	入手した特定個人情報は、システムで確認した特定個人情報と突合して正確性を確保する。				
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク					
リスクに対する措置の内容	・健康管理システムは、専用回線のネットワークとなっている。 ・紙媒体による入手の場合は、来庁者がみだりに立ち入れない場所かつ施錠できる場所に保管する。 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における措置〉 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。				

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- (1)健康管理システム端末は、端末の画面が来庁者の目に触れないよう、保健所事務フロア(カウンター内)に設置する。
- (2)ワクチン接種記録システム(VRS)は、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。

クセスできるように制御している。 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク (1)統合宛名システムは、個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務から住民情報 宛名システム等における措 の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行ってい 置の内容 (2)統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。 1 健康管理システムにおける措置 健康管理システムは、アクセス制御を行っており、業務に関係ない他の情報と紐づけしない仕組みに なっている。 事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容 2 ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録 システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。 その他の措置の内容 <選択肢> 十分である 1 リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク <選択肢> 行っている ユーザ認証の管理 1) 行っている 2) 行っていない 1 システム全般における措置(ワクチン接種記録システム(VRS)における措置を除く。) ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。 ・認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限している。 ・パスワードについては、定期的に変更することを義務付けている。 具体的な管理方法 2 ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 ・LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 <選択肢> アクセス権限の発効・失効の 「 行っている] 1) 行っている 2) 行っていない 管理 1 システム全般における措置(ワクチン接種記録システム(VRS)における措置を除く。) ・人事異動があった場合や権限変更があった場合には書面にて決裁し、システムに反映させてい る。 ・ユーザーIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を 具体的な管理方法 変更また は削除する。 2 ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 ・ログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 く選択肢> アクセス権限の管理 行っている <u>1) 行っ</u>ている 2) 行っていない

1 システム全般における措置(ワクチン接種記録システム(VRS)における措置を除く。)

・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変

・ログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。

・端末操作資格者のアクセス権限をデータ化し管理している。

2 ワクチン接種記録システム(VRS)における措置

更または削除する。

具体的な管理方法

特定個人情報の使用の記録			ノロボート
- 端末から参照、更新した場合のアクセスログを記録している。	特定個	固人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない
リスクへの対策は十分か 「十分である」 2) 十分である」 2) 十分である」 2) 十分である」 2) 十分である」 3) 課題が残されている。」 4		具体的な方法	・端末から参照、更新した場合のアクセスログを記録している。 ・記録項目:処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、4情報を記録する。 ・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。 2 ワクチン接種記録システム(VRS)における措置
リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている。	その他	也の措置の内容	_
アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを構築している。 ・職員に対し、情報セキュリティ研修を行い、定期的に情報セキュリティに関する自己点検を行わせる。・委託業者に従業者に対するセキュリティ教育を義務付ける。 リスクへの対策は十分か	リスク	への対策は十分か	L
リスクに対する措置の内容 追跡できる仕組みを構築している。 ・職員に対し、情報セキュリティ研修を行い、定期的に情報セキュリティに関する自己点検を行わせる。 ・要託業者に従業者に対するセキュリティ教育を義務付ける。 リスクへの対策は十分か 「十分である」 (選択肢) 1)特に力を入れている。 3)課題が残されている 3)課題が残されている 1)不防接種事務全般における措置(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置を除く。) ・事務端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置健康管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 リスクへの対策は十分か 「十分である」 (選択肢) 1)特に力を入れている 2)十分である	リスク	3: 従業者が事務外で	使用するリスク
リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている。 2) 十分である 3) 課題が残されている。 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 1 予防接種事務全般における措置(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置を除く。)・事務端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 リスクに対する措置の内容 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置健康管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 リスクへの対策は十分か [十分である] 〈選択肢〉 1) 特に力を入れている 2) 十分である	リスク	に対する措置の内容	追跡できる仕組みを構築している。 ・職員に対し、情報セキュリティ研修を行い、定期的に情報セキュリティに関する自己点検を行わせる。 ・委託業者に従業者に対するセキュリティ教育を義務付ける。
1 予防接種事務全般における措置(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置を除く。) ・事務端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置 健康管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 「十分である」 (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	リスク	への対策は十分か	】 「
置を除く。) ・事務端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置 健康管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 「十分である」 「選択肢>」 1)特に力を入れている 2)十分である	リスク	4:特定個人情報ファイ	イルが不正に複製されるリスク
<mark>リスクへの対策は十分かし、「ローロー アガ じめる コープー 1)特に力を</mark> 入れている 2)十分である	リスク	に対する措置の内容	置を除く。) ・事務端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置 健康管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
	リスク	への対策は十分か	¹

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置(1)特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。
- 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号 を入手し、使用する。 (2)ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]委託しない 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク ・業務委託入札参加者審査委員会や契約締結の決裁を行う中で、委託先の社会的信用と能力を確認 している。 また、委託業者の業者登録内容が有効か適時確認している。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置〉 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利 用にあたっての確認事項(規約) に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録シ 情報保護管理体制の確認 ステム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 <選択肢> 特定個人情報ファイルの閲 制限している 1) 制限している 2) 制限していない 覧者・更新者の制限 ・作業者を限定するために、委託業者から実施体制及び名簿を提出させる。 具体的な制限方法 委託作業者に個人情報保護に係る誓約書を提出させる。 特定個人情報ファイルの取 Γ 記録を残している 1 1) 記録を残している 2) 記録を残していない 扱いの記録 具体的な方法 作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残している。 <選択肢> 特定個人情報の提供ルール 定めている 1 Γ 1) 定めている 2) 定めていない 委託先から他者への ・原則、委託先から他者への提供を禁止している。 提供に関するルール ・再委託の場合には、委託先と同様の安全管理措置を遵守するよう義務付けている。 の内容及びルール遵 ・委託契約の調査報告条項に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。 守の確認方法 委託元と委託先間の ・業務委託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を本市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁 提供に関するルール 止している。 の内容及びルール導 委託契約の調査報告条項に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。 守の確認方法 <選択肢> 特定個人情報の消去ルール 定めている 1) 定めている 2) 定めていない ルールの内容及び ・業務委託に関しては、委託実施場所を本市庁舎内のみとし、業務内容はシステム端末を直接操作す ルール遵守の確認方 るため、特定個人情報を含むデータの受け渡しは発生しないため、消去の委託はしない。 法 <選択肢> 委託契約書中の特定個人情 1) 定めている 2) 定めていない 報ファイルの取扱いに関する 1 定めている Γ 規定 特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約に基づく誓約書に明記している。 1 委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。 2 委託業務が個人情報を含むものである場合は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。 (1)委託業務の実施に必要な関係資料(以下「関係資料」という。)及びデータを本市が指定した目的 以外に使用しないこと。また、第三者に提供しないこと。 (2)本市の許可なく関係資料及びデータの複写または複製をしないこと。 (3)本市の許可なく関係資料及びデータを本市が指定する場所以外へ持ち出さないこと。 (4)委託業務の実施又は管理に関して関係資料及びデータに事故が発生した場合は、直ちに本市に 規定の内容 報告すること。 (5)委託業務が完了したときは、直ちに関係資料及びデータを本市に返還すること。 (6)委託業務が完了した場合において関係資料及びデータの複写物又は複製物があるときは、当該 複写物又は複製物を直ちに本市に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でないと認められる場合 は、複写又は複製に係る情報を消去すること。 (7)個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の規定 を遵守し、個人情報の保護を徹底すること。

	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行ってい 3)十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない	
	具体的な方法	許可のク	ない再委託は禁止して	いる。許可	Jした場合でも通常の委託と同	様の措置を義務付けている。	
その	他の措置の内容						
リスク	7への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
_							
5. 犋	宇定個人情報の提供・移	妘(委託	や情報提供ネットワー	ークシスティ	ムを通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない	
リスク	71: 不正な提供・移転だ	「行われ	るリスク				
特定 の記録	個人情報の提供·移転 ^禄	[]	<選択肢> 1)記録を残している	2)記録を残していない	
	具体的な方法						
	個人情報の提供・移転 するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法						
その	他の措置の内容	_					
リスク	7への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク	72: 不適切な方法で提	供・移転	が行われるリスク				
リスク	がに対する措置の内容						
リスク	7への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク	73: 誤った情報を提供・	移転して	しまうリスク、誤った相	手に提供			
リスク	刀に対する措置の内容						
リスク	7への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定対する		委託や情	報提供ネットワークシ	ステムを通	通じた提供を除く。)におけるその	の他のリスク及びそのリスクに	

6. 情報提供ネットリークン	ノステムとの接続 「関係」 「接続しない(人手)」 「接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
リスクに対する措置の内容	1 統合宛名システムにおける措置 (1)端末操作者の資格情報に基づき、番号法上認めらた職務権限を有する職員しか特定個人情報 にアクセスできない仕組みのため、安全は確保される。また、情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、目的外の入手が行われていないことを確認している。関係者には、ログ情報により操作者の特定と操作内容が把握できる旨を周知している。
	2 自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2)中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
	(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う
	機能。 (※2)番号法第19条第9号及び情報連携主務省令に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人
	情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク
	1 統合宛名システムにおける措置 (1)統合宛名DBと健康管理システムは庁内基幹系ネットワークで、中間サーバと統合宛名DBは LGWANで接続される等、外部を排除した限られたネットワーク内での連携となるので安全は確保される。
リスクに対する措置の内容	2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1)中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。
	3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持 した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、 通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人	
リスクに対する措置の内容	1 統合宛名システムにおける措置 (1)中間サーバとの連携は団体内宛名番号で紐づく仕組みのため、入手した特定個人情報は正確性が保たれる。 2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1)中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な特定個人情報を入手することが担保されている。
	「

リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
	1 統合宛名システムにおける措置 (1)統合宛名DBと健康管理システムは庁内基幹系ネットワークで、中間サーバと統合宛名DBは LGWANで接続される等、外部を排除した限られたネットワーク内での入手であるため、漏洩・紛失のリ スクはない。
リスクに対する措置の内容	2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏洩・紛失のリスクに対応している(※) (2)既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 (3)情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏洩・紛失するリスクを軽減している。 (4)中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。
	3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持 した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏洩・紛失のリスクに対 応している。 (2)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、 通信を暗号化することで漏洩・紛失のリスクに対応している。 (3)中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害 対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク
	1 統合宛名システムにおける措置 (1)端末操作者の資格情報に基づき、番号法上求められた職員権限を有する職員しか特定個人情報 にアクセスできない仕組みで、既存の権限を超えた情報提供については、担当課からの依頼で情報管 理室において許可を出す仕組みのため、安全は確保される。
リスクに対する措置の内容	2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1)情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、自治体中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 (2)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に
	対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (3)特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (4)中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	<選択肢>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク 統合宛名システムにおける措置 提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携するこ とで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。 2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1)セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者 から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施したうえで提供を行う仕組みになっている。 (2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログア ウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切 なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 リスクに対する措置の内容 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持し た行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供され るリスクに対応している。 (2)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、 通信を暗号化することで漏洩・紛失のリスクに対応している。 (3)中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務に はアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法で情報提供を行えないよう管理している。 <選択肢> 1 Γ 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク 1 統合宛名システムにおける措置 中間サーバへの連携は適切な頻度で行い、その正確性を担保する。また、情報提供の際は、相手先 とその妥当性について検証し、誤った相手に提供してしまうことを防止することが担保されたシステム を国が構築している。 2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証 リスクに対する措置の内容 と情報照会者への経路情報を受領したうえで、情報照会内容に対応した情報を提供することで、誤っ た相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 (2)情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形 式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備す ることで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 (3)情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの 原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 1 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置
- (1)中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。
- (2)情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
- 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置
- (1)中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- (2)中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- (3)中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- (4)特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去					
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク					
①NISC政府機関統一基準群					
②安全管理体制	<選択肢> [十分に整備している] 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない				
③安全管理規程	[十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない				
④安全管理体制・規程の職 員への周知	[十分に周知している] <選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない				
⑤物理的対策	<選択肢> 「 十分に行っている] 〈選択肢〉 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
具体的な対策の内容	1 システムにおける共通の措置 (1)電子計算機、データを含んだ記録媒体及び帳票の盗難を防ぐため、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。 (2)停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。 (3)火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消化設備を完備している。 (4)システムのバックアップデータを媒体に格納し、遠隔地において保管している。 2 統合宛名システムにおける措置 (1)入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。 (2)サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。 3 中間サーバ・ブラットフォームにおける措置中間サーバ・ブラットフォームにおける措置中間サーバ・ブラットフォームはデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 4 ワクチン接種記録システム(VRS)における措置ワクチン接種記録システム(VRS)における措置ワクチン接種記録システム(VRS)における措置ワクチン接種記録システム(VRS)における措置ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。まに以下の物理的対策を講じている。 1)サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理。 (2)日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 5 ガバメントクラウドについてはISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 (2)事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。				

⑥技征	析的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行ってし 3) 十分に行っていない	る
具体的な対策の内容		(() る() 2 3 () ワう() 4 () () () () () () () () () () () () ()	ンピュータ 時の では、	の食 を 証 ーーこ。ール ムで号或個ク接い る利方いきが続く と ガュ個溝トーのり 実 に ムム保 ムウ V領化イ人セ種。 置者共)にガート バテ人はラでいた し り おはす はア S域処ン情の記 で作いがしょう ラ メイ情るウ構	り行っている。 Siける措置 はUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威がらする装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入では、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新でについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。)における措置 域にデータを保管する。 はまずする。 はまずする。 がターネットからアクセスできないように制御している。 がターネットからアクセスできないように制御している。 の防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 の防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 は対にアクセスしない契約等となっている。 は対に対システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容のボメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)はガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDのラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルントクラウド運用管理補助者は、導入しているのS及びミドリパッチの適用を行う。 は対きなど、カーンファイルが、カーンファイルの対象となる。 まると、アド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウトに対し、アクースを構築する環境は、インターネットを るる。アド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウト	うち をう いの 準ドガタ st ル レ と され上 行 る秘 (運バー 対 の ウ は へっかを う。 匿 デ用ン、 を 更 ア り 接
7/19	ックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行ってい 3) 十分に行っていない	る
⑧事 問知	枚発生時手順の策定・	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行ってい 3) 十分に行っていない	る
施機関	去3年以内に、評価実 肌において、個人情報に 重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1)発生あり 2)発生なし	
	その内容	_				
	再発防止策の内容	_			7 MR 101 N+ N	
⑩死=	者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない	
	具体的な保管方法	現存都	舌と同様の管理。			
その作	也の措置の内容	_			7 178 171 FE S	
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク						
リスク	Jスクに対する措置の内容 健康管理システムの情報については、統合宛名システムとの連携をはかっているため最新の情報が 担保されている。					
リスク	リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク	73: 特定個人情報が消	・ 主会されずいつまでも存在するリスク				
消去	手順	[定めている <選択肢> 1)定めている 2)定めていない				
	手順の内容	1 本市における措置 (1)保管期間が過ぎたデータについては、ファイルごと消去している。 (2)紙媒体は、職員の立ち合いのもと、外部業者による裁断溶解作業を実施している。 2 ガバメントクラウドにおける措置 (1)クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。				
その作	也の措置の内容	_				
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

Ⅳ その他のリスク対策※

1. 監	査	
①自i	己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	1 中間サーバ・プラットフォーム以外における措置 年に1回、評価書の記載内容通りの運用ができているか担当部署において自己点検を行う。 2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し に自己点検を実施することとしている。	
	共体的なアエノノガル	3 ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン 接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。
②監3	<u></u>	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
		1 中間サーバ・プラットフォーム以外における措置 内部監査:年1回、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置
	具体的な内容	2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 3 ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン 接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適 切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。
		4 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドについてはISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関 による監査を行うこととしている。
2. 彼	É業者に対する教育・	
従業者	者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
		1 従事者に対する教育・啓発 (1)職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 (2)委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する指導を義務付け、秘密保持契約を締結 している。 (3)違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりう る。
	具体的な方法	2 健康管理システム関係職員に対する教育・啓発 健康管理システム関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初 任時に、必要な知識の習得に資するための指導を実施している。
		3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 (2)中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
		4 ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン 接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適 切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。

3. その他のリスク対策

1 中間サーバ・プラットフォームにおける措置

中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

2 ワクチン接種記録システム(VRS)における措置

デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。

3 ガバメントクラウドにおける措置

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する本市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、国がその契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、本市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、本市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅴ 開示請求、問合せ

1. 犋	持定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求	
①請3	 求先	姫路市 保健所防疫課 〒670-8530 姫路市坂田町3番地 電話番号 079-289-1721	
②請3	求方法	個人情報保護法第77条の規定に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	
	特記事項	_	
③手	数料等	[無料] <選択肢> (手数料額、納付方 1) 有料 2) 無料 (主数料額、納付方 法:	
④個人情報ファイル簿の公 表		[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	個人情報ファイル名		
	公表場所		
⑤法*	令による特別の手続		
⑥個人情報ファイル簿への 不記載等			
2. 犋	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
①連絡先		姫路市 保健所防疫課 〒670-8530 姫路市坂田町3番地 電話番号 079-289-1721	
②対/	芯方法	対応について記録を残す。	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取
①方法	市民意見の提出手続きを定める要綱に基づき、パブリックコメントによる意見聴取を実施した。パブリック・コメントの実施に際しては、市報「広報ひめじ」に記事を掲載するとともに、市ホームページ及び市政情報センター、地域事務所、支所等にて全文を閲覧できるようにした。
②実施日·期間	令和6年10月1日から10月31日までの31日間
③期間を短縮する特段の理 由	
④主な意見の内容	・外部監査は、個人情報のことなので、慎重にしてほしい。 ・特定個人情報の取扱いを間違いのないようにしっかり管理する必要がある。 ・システムだけでなく、運用面でも自治体・委託先含めてルール通り行う必要がある。 ・評価書に問題はない。
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年11月15日
②方法	姫路市情報公開・個人情報保護審査会において、第三者点検を実施した。
③結果	評価書の記載内容は、概ね問題ないとのことで了解を得た。
4. 個人情報保護委員会の)承認 【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

(別添3)変更箇所

変更日)変更箇所 ^{項目}	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月5日	公表日	令和3年11月30日	令和4年10月31日		
令和4年10月5日	I-2 システム4 ②システム の機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付に係る接種記録の照会	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録・接種部録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定・他市区町村への接種記録の照会・提供・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の変付に係る接種記録の照会・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	
令和4年10月5日	I-5 法令上の根拠	•第10条1項~6項	•第10条第1項~第7項	事後	
令和4年10月5日	I-6 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) -16の2、16の3、17、18、19の項	(別表第二における情報照会の根拠) -16の2、17、18、19の項	事後	
令和4年10月5日	I (別添1)	(4)健康被害救済制度に係る医療費等の給付 ⑧健康被害救済制度に基づく医療費等の請求	(4)健康被害教済制度に係る医療費等の給付 ⑧健康被害教済制度に基づく医療費等の請求 9.健康被害教済制度に基づく医療費等の請求 に係る公金受取口座情報の照会 ⑩健康被害教済制度に基づく医療費等の請求 に係る公金受取口座情報の回答	事後	
令和4年10月5日	I (別添1)	(5)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付 ②VRS上で接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷する。 ※④~⑩については、新型コロナウイルス感染症予防接種に関してのみ行う事務	(5) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付 (DVRS上で接種記録を照会し、旅券関係情報 を入力、印刷する。 (E)接種者について、アプリで新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請かあった場合に、アプリにおいて個母番号を入手し、接種者が申請先として指定する市町村に接種 を担合して、アプリにおいて個母番号を入手し、接種を照会する。接種配録の情報とあわせて、接種証明書としてアプリ上に表示する(個人をは、電子署名を付す)。 (E)接種者について、コンピニエンスストア等の管接種を表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。 (E)接種者について、コンピニエンスストア等の時接種証明書の交付申請があった場合方公共で新型コロナウイルス感染症、共大スク端末で新型コロナウイルス感染症、キスク端末から個人番号を入手に、サイスク端末から個人番号を入手は、大きなの情報をあわせて、接種証明書としておったがは、としてキスク端末が多種を発生のでは、過去の接種証明書の発行履歴に記録された情報を接種証明書に表示されない。また、接種証明書については、過去の接種証明書の発行履歴に記録された情報を接種証明書に表示。	事後	
令和4年10月5日	Ⅱ-3 ①入手元	[]行政機関・独立行政法人等()	[〇行政機関·独立行政法人等(内閣府)	事後	
令和4年10月5日	Ⅱ-3 ②入手方法	ワクチン接種記録システム(VRS)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事後	
令和4年10月5日	Ⅱ-3 ③入手の時期・頻度	2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務・転入時に転出元市区町村への接種記録の照 会が必要になる都度・転出先市区町村から接種記録の照会を受け る場かであるが、 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる 都度	2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照 会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける 都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付のため、接種者から交付申請があった 場合であって接種記録の照会が必要になる都 度	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月5日	Ⅱ-3 ④入手に係る妥当性	1 予防接種事務全般 ・予防接種事務全般 ・予防接種法施行令第6条の2に基づき入手するとともに、本人情報の正確性を確認するため 住基情報を取得している。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務 ・当市への転入者について、転出元市区町村 へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条前16号)・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	1 予防接種事務全般 ・予防接種法第15条及び予防接種法施行令第 6条の2に基づき入手するとともに、本人情報の 正確性を確認するため住基情報を取得してい る。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務 ・当市への転入者について、転出元市区町村 〜接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ 入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他 市区町村から個人番号を入手する。(番号法 第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付のため、接種者から交付申請があった 場合のみ入手する。	事後	
令和4年10月5日	Ⅱ-3 ⑤本人への明示	・予診票が市に提出されることを明記し、本人 (保護者)から署名を得ている。 ・当市への転入者について接種者からの同意 を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わ せて本人から入手する。	・予診票が市に提出されることを明記し、本人 (保護者)から署名を得ている。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わ せて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電 子申請を受付ける場合及びコンピニエンススト ア等のキオスク端末から予防接種証明書の申 請を受け付ける場合においては、利用規約を 表示し、同意を得てから入手する。	事後	
令和4年10月5日	Ⅱ-3 ⑧使用方法 ※	1 予防接種事務全般 ・予防接種券を発行する。 ・予防接種券を発行する。 ・予防接種券を発行する。 ・未接種などの対処を抽出する。 ・統計資料を作成する。 情報提供ネットワークと連携し、予防接種情報 の照会・提供を行う。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務 ・当市への転入者について、転出元市区町村 へ接種記録を照会する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村 村へ当市での接種記録を提供する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付の際、接種記録を照会する。	1 予防接種事務全般 ・予防接種事務全般 ・予防接種際を発行する。 ・予防接種履配の入力や、確認。 ・未接種などの対処を抽出する。 ・統計資料を作成する。 情報提供ネットワークと連携し、予防接種情報の照会・提供及び公金受取口座の情報の照会を行う。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種診験を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の型コロナウイルス感染症予防接種証明書の担付物際、接種配録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	
令和4年10月5日	Ⅱ-3 ⑧使用方法 情報の突合	1 予防接種事務全般 ・業務において、本人確認書類に通知カード、個人番号か一ドが使用された際に個人番号で単件検索を実施する。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・当市からの転出者について、当市での接種 記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の 接種記録と突合する。 (転出先市区町村にて、本人から個人番号の 提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)	1 予防接種事務全般 ・業務において、本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使用された際に個人番号で 単件検索を実施する。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務 ・当市からの転出者について、当市での接種 記録を転出先市区町村に提供するために、他 市区町村から個人番号を入手し、当市の接種 記録と突合する。	事後	
令和4年10月5日	Ⅱ-4 委託の有無 ※	1件	3件	事後	
令和4年10月5日	Ⅱ-4 委託事項3	_	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和4年10月5日	II-4 委託事項3 ① 委託内容	_	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンピニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和4年10月5日	II-4 委託事項3 ② 取扱いを委託する特 定個人情報ファイルの範囲	_	特定個人情報ファイルの一部	事後	
令和4年10月5日	Ⅱ-4 委託事項3 ② 取扱いを委託する特 定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	-	10万人以上100万人未满	事後	
令和4年10月5日	II-4 委託事項3 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	_	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月5日	Ⅱ-4 委託事項3 ② 取扱いを委託する特 定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	_	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	
令和4年10月5日	II-4 委託事項3 ③ 委託先における取扱者 数	_	10人以上50人未満	事後	
令和4年10月5日	II-4 委託事項3 ④ 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	-	[〇]その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	
令和4年10月5日	II-4 委託事項3 ⑤ 委託先名の確認方法	_	下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。	事後	
令和4年10月5日	II-4 委託事項3 ⑥ 委託先名	_	株式会社ミラボ	事後	
令和4年10月5日	II-4 委託事項3 ⑦ 再委託	_	再委託しない	事後	
令和4年10月5日	II-5 提供先2 ③ 提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人から同意が得られた場合のみ)	市区町村コード及び転入者の個人情報	事前	
令和4年10月5日	Ⅱ-6 ①保管場所	5 電子計算機、データを含んだ記録媒体及び 帳票における措置 (1)施錠ができる場所等に保管し、施錠をして いる。	5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能における措置(1)電子交付アブリ及び同アブリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書ユビニ交付における措置証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。7 電子計算機、データを含んだ記録媒体及び帳票における措置(1)施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。	事後	
令和4年10月5日	Ⅱ (別添2)	⑦接種回(1回目/2回目)	⑦接種回(1回目/2回目/3回目/4回目)	事後	
令和4年10月5日	Ⅲ-2 リスク1 対象者以外の情報の入手 を防止するための措置の内 容 2 新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事 務	市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。(2)転入者本人からの個人番号の入手当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手	号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (2)他市区町村からの個人番号の入手当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、他市区町村からの個人番号を入手するが、その際は、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等に	事後	
令和4年10月5日	Ⅲ-2 リスク1 対象者以外の情報の入手 を防止するための措置の内 容 2 新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事 務	(3)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(3) 転出元市区町村からの接種記録の入手当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号種語録システム(VRS)を通じて入手する。(4) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の人手を防止種証明書の交付機能、コンピニ変付)交付申請には、個人番号カードのICチップ誘み取り、券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止種証明書、入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月5日	Ⅲ-2 リスク1 必要な情報以外を入手する ことを防ぐための措置の内容	(1)健康管理システムには予防接種歴しか入力できない。 (2)入力内容の点検は入力を行った者以外のものが確認する。 (3)申請書の記載箇所を明確化し、不要な情報は記載されない様式となっている。	1 予防接種事務全般 (1)健康管理システムは事務に必要な情報以 かは情報の連携ができないようシステム制御 している。 (2)入力内容の点検は入力を行った者以外の ものが確認する。 (3)申請書の記載箇所を明確化し、不要な情報は記載されない様式となっている。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	
令和4年10月5日	Ⅲ-2 リスク2 リスクに対する措置の内容	2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)当該機能では、専用アプリからのみ交付申請とする。アプリの改ざん防止措置を簡し合ことで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンピニ交付)証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンピニ交付)証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンピニ交付で対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	
令和4年10月5日	Ⅲ-2 リスク3 入手の際の本人確認の措 置の内容	(1)窓口での申請等で本人から個人番号を入手する場合には、個人番号カードや通知カードの提示を受ける。 (2)本人確認を行う際は、番号法第16条及び統行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。	(1)窓口での申請等で本人から個人番号を入手する場合には、個人番号カードや通知カードの提示を受ける。(2)本人確認を行う際は、番号法第16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。(3) <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置シーナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンピニ交付人のことチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	
令和4年10月5日	Ⅲ-2 リスク3 特定個人情報の正確性の 確保の内容	(1)入手した特定個人情報は、システムで確認した特定個人情報と突合して正確性を確保する。	(1) 入手した特定個人情報は、システムで確認した特定個人情報と突合して正確性を確保する。(2) ワクチン接種記録システム(VRS)における措置(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付きれている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	
令和4年10月5日	Ⅲ-2 リスク4 リスクに対する措置の内容	・健康管理システムは、専用のネットワークとなっている。 ・紙媒体による入手の場合は、来庁者がみだりに立ち入れない場所かつ施錠できる場所に保管する。	・健康管理システムは、専用回線のネットワークとなっている。 ・紙媒体による入手の場合は、来庁者がみだりに立ち入れない場所かつ施錠できる場所に保管する。 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における措置〉 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)・電子交付アブリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンピニ交付)・キオスク端末と証明書交付センターシステム間間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信については LGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れりは、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れりにより、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れりにより、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れりにより、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れりにより、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れりにより、マイナンバーカード及び証明書の取りを言える。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月5日	Ⅲ-3 リスク1 事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	1 健康管理システムにおける措置 健康管理システムは、予防接種歴のみデータ 保管しており、他の情報と紐付をしていない。	1 健康管理システムにおける措置 健康管理システムは、アクセス制御を行って おり、業務に関係ない他の情報と紐づけしない 仕組みになっている。	事後	
令和4年10月5日	Ⅲ-3 特定個人情報の使用 におけるその他のリスク及び そのリスクに対する措置	1 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置 (1)特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。・接種者について、新型コロナウイルス感染症・接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 (2)ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	1 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置(1)特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。・技種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 (2)ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	
令和4年10月5日	Ⅲ-4 情報管理体制の確認	・業務委託入札参加者審査委員会や契約締結の決裁を行う中で、委託先の社会的信用と能力を確認している。 ・また、委託業者の業者登録内容が有効か適時確認している。	・業務委託入札参加者審査委員会や契約締結の決裁を行う中で、委託先の社会的信用と能力を確認している。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置〉当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録シ」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の扱扱いを当該システムの表のといる。 ・特定個人情報ファイルの関覧者・更新者の制限・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限・特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	
令和4年10月5日	Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容	・当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	《新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置》・他市区町村への個人番号の提供当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、長民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 ・の際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号である。 なの際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	
令和4年10月5日	Ⅲ-5 リスク3 リスクに対する措置の内容	・当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信る。そのため、仮に誤った市区長村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置>・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。	事後	
令和4年10月5日	Ⅲ-5 特定個人情報の提供・ 移転(委託や情報提供iネット ワークシステムを通じた提供 を除く。)におけるその他の スク及びそのリスクに対する 措置	1 ワクチン接種記録システム(VRS)における 措置 (1)限定された端末(LG-WAN端末)だけが提供できるよう制御している。 (2)当市の転入者の接種記録を入手するために、転出元市区町村へ提供する時に限定している。	くワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末 (LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市町区村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月5日	Ⅲ-7 リスク1 ⑤物理的対 策 具体的な対策の内容	4 ワクチン接種記録システム(VRS)における 措置 (1)サーバ設置場所等への入退室記録管理、 施錠管理。 (2)日本国内にデータセンターが存在するクラ ウドサービスを利用している。	4 ワクチン接種記録システム(VRS)における 措置 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個 人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、 政府機関等の情報セキュリティ対策のための 統一基準群に準拠した開発・運用がされてお り、情報セキュリティの国際規格を取得してい るクラウド サービスを利用しているため、特定 個人情報の適切な取扱いに関するガイドライ ンで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を満じている。 主に以下の物理的対策を満じている。 (1)サーバ設置場所等への入退室記録管理、 施錠管理。 (2)日本国内にデータセンターが存在するクラ ウドサービスを利用している。	事後	
令和4年10月5日	Ⅲ-7 リスク1 ⑤技術的対 策 具体的な対策の内容	を保管する。 (2) 当該領域のデータは、暗号化処理をする。 (3) 個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 (4) 国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 (5) 当該システムへの不正アクセスの防止の	4 ワクテン接種記録システム(VRS)における措置 (1)論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 (2)当該領域のデータは、暗号化処理をする。 (3)個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 (4)国、都道府県からは特定個人情報にアクセスでもないように制御している。 (5)当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。(5)当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。(6)LGーWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) (7)電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。(8)電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。(第型コロナウイルス感染症予防接種証明書ンビニ交付) (9)証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 (10)キオスク端末と証明書交付センターシステム目の通信については専用回線、証明書交付センターシステム目の通信についてはに関外的通信については時期で過信についてはに関外的通信についてはに関外に関係を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	
令和4年10月5日	IV-1 ①自己点検 具体的なチェック方法	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総 合戦略室)	事後	
令和4年10月5日	IV-1 ②監査 具体的な内容	1 中間サーバ・ブラットフォーム以外における 措置 内部監査:年1回、組織内に置かれた監査担 当により、以下の観点による自己監査を実施 し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善す る。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 の機動責任の明確化、安全管理措置 の機力(情報保護に関する技術的安全管理措置 の人情報保護に関する技術的安全管理措置 の人情報保護に関する技術的安全管理措置 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 2 中間サーバ・ブラットフォームにおける措置 アオームについて、定期的に監査を行うことと している。	1 中間サーバ・ブラットフォーム以外における 措置 内部監査:年1回、組織内に置かれた監査担 当により、以下の観点による自己監査を実施 し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善す る。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の 周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ・間大教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 車用規則等に基づき、中間サーバ・ブラット フォームについて、定期的に監査を行うことと している。	事後	
令和4年10月5日	Ⅳ-2 具体的な方法	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総 合戦略室)	事後	
令和4年10月5日	IV-3	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総 合戦略室)	事後	
令和4年10月5日	VI-1 ①実施日	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	
令和4年10月5日	VI-2 ①実施日·期間	令和3年9月22日から10月11日までの31日間	令和4年6月22日から7月22日までの31日間	事後	
令和4年10月5日	VI-3 ①実施日	令和3年11月15日	令和4年8月24日	事後	
令和5年10月1日	公表日	令和4年10月5日	令和5年10月1日		見直し
令和5年10月1日	(別添2)2 ワクチン接種記録 システム(VRS)	⑦接種回(1回目/2回目/3回目/4回目)	⑦接種回	事後	
令和5年10月1日		姫路市個人情報保護条例(平成17年姫路市 条例第78号)	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律 第57号)	事後	
令和5年10月1日	V-1-①請求先	市政情報センター	姫路市 保健所防疫課 〒670-8530 姫路市坂田町3番地 電話番号 079-289-1721	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月1日	V-1-②請求方法	姫路市個人情報保護条例第15条	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律 第57号)第77条の規定	事後	
令和5年10月1日	V-2-①連絡先	姬路市 保健所予防課 〒670-8530 姬路市坂田町3番地 電話番号 079-289-1635	姫路市 保健所防疫課 〒670-8530 姫路市坂田町3番地 電話番号 079-289-1721	事後	
令和6年12月1日	公表日	令和4年10月1日	令和6年12月1日	事前	
令和6年12月1日	I-2 システム4 ②システム の機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録・接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定・他市区町村への接種記録の照会・提供・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録・接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定	事後	
令和6年12月1日	Ⅰ-5 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項(利用範囲)・別表第一(第9条開係)10の項、93の2の項・第19条第16号(新型コーナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)・第19条第6号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた委託先への提供)2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表のの書令の一の主務4令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日 内閣府・総務省令第5号)・第10条第1項~第7項、第67条の2	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項(利用範囲)・別表(第9条関係)4位の項・第19条第6号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた委託先への提供)2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日 内閣府・総務省令第5号)・第10条第1項~第7項、第67条の2	事後	
令和6年12月1日	Ⅰ-6 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める 事務情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日 内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の 2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日 令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(以下、情報連携主務省令)(情報提供の根拠)情報連携主務省令第2条表25、26の項情報連携主務省令第27条、第28条(情報照会の根拠)情報連携主務省令第2条表25、27、28、29の項情報連携主務省令第27条、第29条、第30条、第31条	事後	
令和6年12月1日	I (別添1)事務の内容	(1)住民情報の登録 ①住民情報の登録 ①住民情報の登録 ①住民基本台帳システムと連携し最新の住民情報に更新している。 @健康型ンステムからワクチン接種記録システム(VRS)に特定個人情報を登録 (2)予防接種の実施 ②健康管理システムより対象者を抽出し予防接種の実施 ②を開発の発行、予防接種の割奨を行う。 ③予防接種の実施 ④医療機関等から予防接種の記録が提出される。 ⑤提出された予防接種記録の確認をし、健康管理システムに登録する。 ⑤と医療機関において接種非ののCRラインを読込み、接種記録をVRS上に登録する。 (3)予防接種記録情報の提供および取得⑥予防接種記録情報の送信、照会した情報の取得⑦中間サーバー経由で情報連携⑥VRS上で接種記録の照会・提供 (4)健康被害教済制度に基づく医療費等の請求に係る公金受取口座情報の照会・提供 (4)健康被害教済制度に基づく医療費等の請求に係る公金受取口座情報の回答 (5)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付 ⑩VRS上で接種記録を照会し、旅券関係情報の表表力、印刷する。 (6)程度を展表を照会し、旅券関係情報を表力、印刷する。	(8)健康被害救済制度に基づく医療費等の請求 (9)健康被害救済制度に基づく医療費等の請求 に係る公金受取口座情報の照会 (10)健康被害救済制度に基づく医療費等の請求 に係る公金受取口座情報の回答 (5) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月1日	II-2 ③対象となる本人の 囲	予防接種法第5条、6条の対象となる市民及 範 び、予防接種施行令第6条の2に基づく予防接 種歴を保管している市民(転出、死亡などの事 由に住民票が削除された者も含む。)	予防接種法第5条、6条の対象となる市民及 び、予防接種法施行規則第3条に基づく予防 接種歴を保管している市民(転出、死亡などの 事由に住民票が削除された者も含む。)	事後	
令和6年12月1日	Ⅱ-3 ②入手方法 その∱	・ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種 証明書電子交付機能を含む。) ・コンビニエンスストア等のキオスク端末及び 証明書交付センターシステム	・ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種 証明書電子交付機能を含む。)	事後	
令和8年12月1日	Ⅱ-3 ③入手の時期・頻原	1 予防接種事務全般 ・健康被害教済制度に係る申請がある都度。 ・住基情報は、共通基盤システム(統合宛名 システム)を介して定期連携(15分毎)している。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の 照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける 都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付のため、接種者から交付申請があった 場合であって接種記録の照会が必要になる 都度	・健康被害救済制度に係る申請がある都度。 ・住基情報は、共通基盤システム(統合宛名 システム)を介して定期連携(15分毎)してい る。	事後	
令和6年12月1日	Ⅱ-3 ④入手に係る妥当(1 予防接種事務全般 ・予防接種事務全般 ・予防接種法第15条及び予防接種法施行規則第3条に基づく事務を実施するとともに、本人情報の正確性を確認するため住基情報を取得している。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種配袋を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。 (番号法第19条第16号)・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種配録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	1 予防接種事務全般 ・予防接種法第15条及び予防接種法施行規	事後	
令和6年12月1日	Ⅱ-3 ⑤本人への明示	・予診票が市に提出されることを明記し、本人 (保護者)から署名(同意)を得ている。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	・予診票が市に提出されることを明記し、本人 (保護者)から署名(同意)を得ている。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わ せて本人から入手する。	事後	
令和6年12月1日	Ⅱ-3 ⑥使用の主体 使射 部署	保健所防疫課、保健所予防課、保健所総務 課、中央保健センター、中央保健センター北分 室、中央保健センター安富分室、南保健セン ター、南保健センメーター家の分室、西保健セン ター、中央保健福祉サービンター、西保健 福祉サービスセンター、東保健福祉サービス センター、難保健福祉サービスセンター、飾曆 保健福祉サービスセンター、網干保健福祉 サービスセンター、夢前保健福祉サービスセンター、香寺保健福祉	保健所防疫課、中央保健センター、中央保健センター北分室、中央保健センター安富分室、 雨保健センター、南保健センター、東島分室、西 保健センター、中央保健福祉サービスセン ター、西保健福祉サービスセンター、東保健福 北サービスセンター、業保健福祉サービスセンター、 (健福祉サービスセンター、網干保 健福祉サービスセンター、夢前保健福祉サービスセンター、 香寺保健福祉サービスセンター、	事後	
令和6年12月1日	Ⅱ-3 ⑧使用方法	接種事務 ・当市への転入者について、転出元市区町 村へ接種記録を照会するとともに、接種券の 発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町	1 予防接種事務全般 ・予防接種券を発行する。 ・予防接種腰匠の入力や、確認。 ・法接種者などの対象を抽出する。 ・統計資料を作成する。(個人番号は利用しない。) ・情報提供ネットワークと連携し、予防接種情報の照会・提供および公金受取口座の情報の服会を行う。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月1日	Ⅱ-3 ⑧使用方法 情報の 突合	1 予防接種事務全般 ・業務において、本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使用された際に氏名、生年月日、個人識別符号などを突合させ、正確な情報を確保するために本人の特定を行う。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・当市からの転出者について、当市での接種 記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から氏名、生年月日、個人識別符号などを入手し、当市の接種記録と突合させ、正確な情報を確保するために本人の特定を行う。	予防接種事務全般 ・業務において、本人確認書類に個人番号 カードが使用された際に氏名、生年月日、個人 識別符号などを突合させ、正確な情報を確保 するために本人の特定を行う。	事後	
令和6年12月1日	Ⅱ -4-委託の有無	3 件	4 件	事前	
令和6年12月1日	II-4 委託事項2 ③委託先 における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	
令和6年12月1日	Ⅱ-4 委託事項3	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム (VRS(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム (VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和6年12月1日	Ⅱ-4 委託事項3 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム (VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種 証明書電子交付機能及びコンピニ交付関連機 能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの 管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム (VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和6年12月1日	Ⅱ-4 委託事項3 ②取扱い を委託する特定個人情報ファ イルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	
令和6年12月1日	II-4 委託事項3 ④委託先 への特定個人情報ファイルの 提供方法 その他	LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)	事後	
令和6年12月1日	Ⅱ -4-委託事項4		健康管理システムの運用・保守	事前	
令和6年12月1日	Ⅱ-4-委託事項4-①		健康管理システムの運用・保守に係る業務委 託	事前	
令和6年12月1日	Ⅱ -4-委託事項4-②-取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体	事前	
令和6年12月1日	Ⅱ -4-委託事項4-②-対 象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事前	
令和6年12月1日	Ⅱ -4-委託事項4-②-対 象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	事前	
令和6年12月1日	II -4-委託事項4-②-そ の妥当性		健康管理システム等の保守・運用を委託する ため、システムで管理される全対象が範囲とな る。	事前	
令和6年12月1日	Ⅱ-4-委託事項4-③		10人以上50人未満	事前	
令和6年12月1日	Ⅱ-4-委託事項4-④		[〇]専用線 [〇]その他(本市庁舎内の保守用端末を直接 操作。)	事前	
令和6年12月1日	Ⅱ-4-委託事項4-⑤		姫路市情報公開条例(平成14年3月27日 条 例第3号)に基づく開示請求を行うことで確認が できる。	事前	
令和6年12月1日	Ⅱ-4-委託事項4-⑥		株式会社 両備システムズ	事前	
令和6年12月1日	Ⅱ-4-委託事項4-⑦		再委託しない	事前	
令和6年12月1日	Ⅱ-5 提供・移転の有無	〇提供を行っている (101件)	〇提供を行っている (4件)	事後	
令和6年12月1日	Ⅱ-5 提供先1 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項 16の3の項	番号法第19条第8号 情報連携主務省令第2 条表 項番25、26	事後	
令和6年12月1日	Ⅱ-5 提供先1 ②提供先に おける用途	番号法別表第二第二欄に掲げる「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」(16の2、16の3)	情報連携主務省令第二欄に掲げる「予防接種 法による予防接種の実施に関する事務」(25、 26)	事後	
令和6年12月1日	II-5 提供先1 ③提供する 情報	番号法別表第二第四欄に掲げる「予防接種法 による予防接種の実施に関する情報」(16の 2、16の3)	情報連携主務省令第四欄に掲げる「予防接種 法による予防接種の実施に関する情報」(25、 26)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月1日	Ⅱ-5 提供先2	市区町村長	都道府県知事若しくは市町村長または厚生労 働大臣	事後	
令和6年12月1日	Ⅱ-5 提供先2 ①法令上の 根拠	番号法第19条第16号	番号法第19条第8号 情報連携主務省令第2 条表 項番153、154	事後	
令和6年12月1日	II-5 提供先2 ②提供先における用途	新型コロナ感染症対策に係る予防接種事務	情報連携主務省令第二欄に掲げる「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」(153、154)	事後	
令和6年12月1日	Ⅱ-5 提供先2 ③提供する 情報	市区町村コード及び転入者の個人番号	情報連携主務省令第四欄に掲げる「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」(153、154)	事後	
令和6年12月1日	Ⅱ-5 提供先2 ⑥提供方法	[O]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	[O]情報提供ネットワークシステム	事後	
令和6年12月1日	Ⅱ-5 提供先2 ⑦時期・頻 度	当市への転入者について、転出元市区町村へ 接種記録の照会を行う必要性が生じた都度。	情報提供ネットワークシステムにより特定個人 情報の提供依頼がある都度	事後	
令和6年12月1日	Ⅱ-6 ①保管場所	1 健康管理システムにおける措置 (1)入退室管理を行っているサーバ室に設置したホスト内に保管する。 (2)サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。 (3)バックアップデータを遠隔地に保管。 2 統合宛名システムにおける措置 (1)入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。 (2)サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室に入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。 (3)バックアップデータを遠隔地に保管。 3 中間サーバ・ブラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・ブラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・ブラットフォームにおける措置・(2)サーバ室への入室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存される。 4 ワクチン接種記録システム(VRS)における措置特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 (1)独称は大日のは、「10年間である。 (1)をはたりにないたり、「10年間であるがあり、「10年間であります」である。 (1)をは、10年間であり、「10年間である。 (1)をは、10年間でありでありまりでありまり、10年間でありまりによりでありまりでありまりでありまりでありまりでありまりでありまりでありまりであり	1 健康管理システムにおける措置 (1)入退室管理を行っているサーバ室に設置したホスト内に保管する。 (2)サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。 (3)バックアップデータを遠隔地に保管。 2 統合宛名システムにおける措置 (1)入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。 (2)サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に設定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室である等の管理を行う。 (3)バックアップデータを遠隔地に保管。 3 中間サーバ・ブラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・ブラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・ブラットフォームにデータセンターに設置しており、デタをを厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース上に保存され、バックアップもデータベース上に保存され、パックアップもデータベース上に保存され、クリクチン接種記録システム(VRS)における措置特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報やキュリティ対策を請応している。。 (1)論歴的に区分された当市の領域にデータはおきなまとなど、は、対象を表すに対象を表すといるクラウドサービスを利用している。 (1)論歴的に区分された当市の領域にデータはおきなが表する。	事前	
令和6年12月1日	II-6-3	1 健康管理システムにおける措置 (1)システム運用業務委託業者が削除対象 年度の情報を一括消去する。 2 統合宛名システムにおける措置 (1)対象者情報を物理削除する。 (2)ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的な破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 3 中間サーバ・ブラットフォームにおける措備からの操作によって実施されるため、通常、ウラウットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2)ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。中間サーバ・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者によい、、収全ができないよう、物理的な破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 4 ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 (1)当市の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いてきないよう、物理的な破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 (2)当市の領域に保管されたデータは、他機関から消まできない。(2)当市の領域に保管されたデータにアクセスできない。メクラウドサービスははaaSを利用し、クラウはいため、消去することができない。 5 紙媒体における措置 廃棄は、職員の立ち合いのもと、外部業者による裁断溶解作業を実施している。	タを保管する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月1日	Ⅲ-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	の入手を防止する。 (2)他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種 記録を転出先市区町へ提供するために、他市 区町村から個人番号を入手するが、その際 は、他市区町村において、住民基本台帳等に より照会対象者の個人番号であることを確認し	(1)申請窓口において、対象者の本人確認 書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報 の入手を防止する。 (2)予防接種歴の入手については複数項目 の本人情報の確認を行っている。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防	事後	
令和6年12月1日	Ⅲ-2 リスク1 必要な情報 以外を入手することを防止す るための措置の内容	1 予防接種事務全般 (1)健康管理システムは事務に必要な情報 即外は情報の連携ができないようシステム制 御をしている。 (2)入力内容の点検は入力を行った者以外 のものが確認する。 (3)申請書の記載箇所を明確化し、不要な情報は記載されない様式となっている。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	予防接種事務全般 (1)健康管理システムは事務に必要な情報 以外は情報の連携ができないようシステム制 御をしている。 (2)入力内容の点検は入力を行った者以外 のものが確認する。 (3)申請書の記載箇所を明確化し、不要な情報 報は記載されない様式となっている。	事後	
令和6年12月1日	Ⅲ-2 リスク2 リスクに対する措置の内容	1 予防接種事務全般 (1)届出については定型の書式に記載してもらい、本人確認を徹底する。 (2)健康管理システムを利用するには、個人ごとに設定されたにい、バスワード、生体認証(顔)が必要であり、操作権限を付与された職員のみ、システムの利用が可能である。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)のデータペースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アブリの改ざん防止措置を個人情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書記ることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書記では、ウェースの操作画面を制御し、コンビニ交付)証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付の計算を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	1 予防接種事務全般 (1)届出については定型の書式に記載してもらい、本人権認を徹底する。 (2)健康管理システムを利用するには、個人ごとに設定されたID、パスワード、生体認証(額)が必要であり、操作権限を付与された職員のみ、システムの利用が可能である。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月1日	Ⅲ-2 リスク3 入手の際の 本人確認の措置の内容	(1)窓口での申請等で本人から個人番号を入手する場合には、個人番号カードや通知カードの提示を受ける。 (2)本人確認を行う際は、番号法第16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。 (3)ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗話番号入力、券面事項入力補助AP)の暗証番号、カル、券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	(1)窓口での申請等で本人から個人番号を入 手する場合には、個人番号カードの提示を受ける。 (2)本人確認を行う際は、番号法第16条及び 施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示 等を受ける。	事後	
令和6年12月1日	Ⅲ-2 リスク3 特定個人情報の真正性確認の措置の内容	・窓口で住民から直接申請等を受け付ける場合は、個人番号カードもしくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせによる確認等「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に例示された方法により確認を行う。	・窓口で住民から直接申請等を受け付ける場合は、個人番号カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせによる確認等「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に例示された方法により確認を行う。	事後	
令和6年12月1日	Ⅲ-2 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(1)入手した特定個人情報は、システムで確認した特定個人情報と突合して正確性を確保する。 (2)ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)・券面入力補助APを活用し、個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の力を抑止する措置を講じている。・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明・書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	入手した特定個人情報は、システムで確認した特定個人情報と突合して正確性を確保する。	事後	
令和6年12月1日	Ⅲ-2 リスク4 リスクに対す る措置の内容	・健康管理システムは、専用回線のネットワークとなっている。 ・紙媒体による入手の場合は、来庁者がみだりに立ち入れない場所かつ施錠できる場所に保管する。 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における措置〉入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)・電子交付機能)・電子交付機能の表している。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書でよとい、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書ンピニ交付)・オスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信については、LGWAN回線を使用し、特を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	・入手する特定個人情報については、情報漏	事後	
令和6年12月1日	Ⅲ-3 特定個人情報の使用 におけるその他のリスク及び そのリスクに対する措置	1 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置(1)特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。(2)ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	1 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置 (1)特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防技種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 (2)ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにでダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月1日	Ⅲ−4 情報管理体制の確認	・業務委託入札参加者審査委員会や契約締結 の決裁を行う中で、委託先の社会的信用と能 力を確認している。 ・また、委託業者の業者登録内容が有効か適 時確認している。 (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務における措置〉 当市、国、当該システムの運用保守事業者の 三者の関係を規定した「ワクテン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に 同意することにより、当該確認事項に基づした。 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証録システム(MRS)(新型コロナウイルス感染症を事功に表述の力が表述の大力に 特定個人情報の取扱いを当該システムの運用 保守事業者に委託することとする。なお、次の 内容については、当該確認事項に規定されて いる。 ・特定個人情報の現扱いを当該システムのに ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの 取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明 書電子交付機能において、申請者本人から特 定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保 護措置	・業務委託入札参加者審査委員会や契約締結 の決裁を行う中で、委託先の社会的信用と能 力を確認している。 ・また、委託業者の業者登録内容が有効か適 時確認している。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務における措置》 当市、国、当該システムの運用保守事業者の 三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、フクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いの適好する規定 切な取扱いに関する規定 切な取扱いの確保	事後	
令和6年12月1日	Ⅲ-4-委託契約書中の特定 個人情報ファイルの取扱いに 関する規定-規定の内容	特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約に基づく誓約書に明記している。 1 委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。 2 委託業務が個人情報を含むものである場合は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。 (1)委託業務の実施に必要な関係資料(以下「関係資料」という。)及びデータを本市が指定した目的以外に使用しないこと。また、第三者に提供しないこと。 (2)本市の許可なく関係資料及びデータの複写または複製をしないこと。 (3)本市の許可なで関係資料及びデータを本市が指定する場所以外へ持ち出さないこと。 (3)本市の許可なで関係資料及びデータを本市が指定する場所以外へ持ち出さない記とのは、各託業務の実施又は管理に関して関値ちに本市に報告すること。 (4)委託業務が完了したときは、直ちに関係資料及びデータの複写物又は複製物があるときは、当該複写物又は複製物を直ちに本市に引き渡すことをが適当でない。 (6)委託業務が完了した場合において関係資料及びデータの複写物又は複製物を直ちに本市に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でない。 (7)個人情報の保護に関する法律(平成15年第57号)を遵守し、個人情報の保護を徹底すること。	特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約に基づく誓約書に明記している。 1 委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らないこと。 2 委託業務が個人情報を含むものである場合は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。 (1)委託業務の実施に必要な関係資料(以下「関係員対という。)及びデータを本本が指定した場合は、次の各号に掲げる事項を選等資料(以下「関係資料」という。)及びデータを本本が指定し提供しないこと。 (2)本市の許可なく関係資料及びデータを本市が指定世界の表別の以外へ持ち出さないこと。 (3)本市の許可なく関係資料及びデータを本市が指定する場所以外へ持ち出さないこと。 (4)委託業務の実施又は管理に関して関係資料及びデータに事故が発生した場合は、直ちに関係資料及びデータを本市が指定教の実施又は管理に関して関係資料及びデータを本市に返還すること。 (6)委託業務が完了した場合は、直ちに関係資料及びデータを本市に返還すること。 (6)委託業務が完了した場合はいて関係資料及びデータを本市に返還することと。 (6)委託業務が完了した場合は、に関係資料及びデータを本市に返還することがし、引き渡すことが適当でないと認められる場合は、複写又は複製に係る情報を消去すること。 (7)個人情報の保護を徹底すること。	事後	
令和6年12月1日	Ⅲ-5 特定個人情報の提供・ 移転(委託や情報提供jネット ワークシステムを通じた提供 を除く。)		提供・移転しない	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月1日	π_6 2/21 2/2 □対す		1 統合宛名システムにおける措置 (1)端末操作者の資格情報に基づき、番号 法上認めらた職務権限を有する職員しか特定 個人情報にアクセスできない仕組みのため、 安全は確保される。また、情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録して おり、目的外の入手が行われていないことを確 認している。関係者には、ログ情報により操作 者の特定と操作内容が把握できる旨を周知している。		
		を備えており、目的外提供やセキュリティリスク に対応している。 (2)中間サーバの職員認証・権限管理機能 (※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ロ	措置 (1)情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムの情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2)中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作	事後	
		特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第9号及び別表第二に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供 者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	省令に基づき、事務手続きごとに情報照会者、 情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報 をリスト化したもの。		
令和6年12月1日	Ⅲ-7-リスク1:特定個人情報 の漏えい・滅失・毀損リスク- ⑤物理的対策-具体的な対策 の内容	設している。 (3)火災によるデータ消失を防ぐために、施 敗内に消化設備を完備している。 (4)システムのバックアップデータを媒体に 格納し、遠隔地において保管している。 2 統合宛名システムにおける措置 (1)入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室でする者が権限を有することを確認する等の管理を行う。 3 中間サーバ・ブラットフォームにおける措置・中間サーバ・ブラットフォームはデータセンタースを設置場所に大会を設置場所への入退室管理、有人監置場所への入退室管理、有人監設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 4 ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 ワクチン接種記録システム(VRS)における措置のクチン接種記録システム(VRS)における場別でが表述を表し、他デオントとの混在によるリスクを回避する。 4 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガギのたのよのに表述するによるリスクを回避する。 4 アクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関する対策のための統一基準準に楽した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得していり、情報セキュリティの国際規格を取得している。	する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月1日	Ⅲ-7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	1 システムにおける共通の措置 (1)ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 (2)コンピュータウイルス対策ソフトウェアを更 入し、ウイルスパターンファイルは定期的に更 新している。 (3)OSICは随時パッチ適用を実施している。 2 統合宛名システム 不正接続防止をアドレス認証により行っている。 3 中間サーバ・ブラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・ブラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置・等を導入し、アクセス制限(侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行イルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更を行う。 (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (3)導入しているのなびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (3)個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 (4)国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 (5)当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 (6)LGーWAN端末とワクチン接種記録システ	1 システムにおける共通の措置 (1)ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している(2)コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは定期的に更新している。 (3)OSIこは随時パッチ適用を実施している。 2 統合宛名システム不正接続防止をアドレス認証により行っている。 3 中間サーバ・ブラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・ブラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・ブラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ担括的に保護する装置、等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。(2)中間サーバ・ブラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 4 ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 (1)論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。(3)個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 (4)国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。(5)当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 (6)LGーWAN端末とワクチン接種記録システ	事前	
令和6年12月1日	が消去されずいつまでも存在	(1)保管期間が過ぎたデータについては、ファイルごと消去している。 (2)紙媒体は、職員の立ち合いのもと、外部業者による裁断溶解作業を実施している。	1 本市における措置 (1)保管期間が過ぎたデータについては、ファイルごと消去している。 (2)紙媒体は、職員の立ち合いのもと、外部業者による影形溶解作業を実施している。 2 ガパメントクラウドにおける措置 (1)クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。	事前	
令和6年12月1日	Ⅳ-1-②監査-具体的な内容	1 中間サーバ・ブラットフォーム以外における 措置 年に1回、評価書の記載内容通りの運用ができているか担当部署において自己点検を行う。 2 中間サーバ・ブラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバ・ブラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 3 ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	1 中間サーバ・ブラットフォーム以外における 措置 年に1回、評価書の記載内容通りの運用ができているか担当部署において自己点検を行う。 2 中間サーバ・ブラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバ・ブラット フォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 3 ワクチン接種記録システム(VRS)における 措置 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)終 合戦略室)から発出された「新型コロナウイル スワクチン接種記録システムの利用にあたっ ての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切を登まする。 4 ガバメントクラウドにこいではISMAPのリストに 登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス 事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月1日	IV-3		1 中間サーバ・ブラットフォームにおける措置 中間サーバ・ブラットフォームを活用することに より、統一した設備環境による高レベルのセ キュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの 高い運用担当者によるセキュリティリスクの低 減、及び技術力の高い運用担当者による均一 的で安定したシステム運用・監視を実現する。		
		1 中間サーバ・ブラットフォームにおける措置 中間サーバ・ブラットフォームを活用することに より、統一した設備環境による高レベルのセ キュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの 高い運用担当者によるセキュリティリスクの低 減、及び技術力の高い運用担当者による均一 的で安定したシステム運用・監視を実現する。	2 ワクチン接種記録システム(VRS)における 措置 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイル スワクチン接種記録システムの利用にあたっ ての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。		
		2 ワクチン接種記録システム(VRS)における 措置 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総 合戦略室)から発出された「新型コロナウイル スワクチン接種記録システムの利用にあたっ ての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町 村の責任)に則し、適切に職員等の当該システ ムの利用を管理し、必要な指導をする。	3 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上での業務データの取扱い については、当該業務データを保有する本市 及びその業務データの取扱いについて委託を 受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補 助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アブリケーション の運用等に障害が発生する場合等の対応に ついては、原則としてガバメントクラウドに起因 する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約 する立場から、国がその契約を履行させること で対応する。また、ガバメントクラウドに起因し ない事象の場合は、本市に業務アプリケーション ンサービスを提供するASP又はガバメントクラ ウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場 合は、本市とデジタル庁及び関係者で協議を 行う。	事前	
令和6年12月1日	V-1-②	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律 第57号)第77条の規定に基づき、必要事項を 記載した開示請求書を提出する。	個人情報保護法第77条の規定に基づき、必要 事項を記載した開示請求書を提出する。	事前	
令和6年12月1日	VI-1-①	令和5年6月1日	令和6年12月1日		
令和6年12月1日	VI-2-(2)	令和4年6月22日から7月22日までの30日間	令和6年10月1日から10月31日までの31日間		
令和6年12月1日	VI-2-(4)	意見無し	・外部監査は、個人情報のことなので、慎重にしてほしい。 ・特定個人情報の取扱いを間違いのないよう にしっかり管理する必要がある。 ・システムだけでなく、運用面でも自治体・委託 先含めてルール通り行う必要がある。 ・評価書に問題はない。		
令和6年12月1日	VI-3-①	令和4年8月24日	令和6年11月15日		
令和6年12月1日	VI-3-(2)	姫路市個人情報保護審議会で第三者点検を 行った。	姫路市情報公開・個人情報保護審査会において、第三者点検を実施した。		